

# 既存店事務の手引き

この手引きは、平成 12 年 6 月 1 日時点で既存店（店舗面積の合計が基準面積（1,000 m<sup>2</sup>）を超える大規模小売店舗）を設置している場合の立地法での事務手続きについて、大店法と比較しながらまとめたものです。

既存店については、立地法施行の際そのままの態様で小売業を行わせている限りにおいては、何ら立地法上の手続きを要するものではありませんが、最初の変更をしようとする場合は、この手引きを参考に手続きを行ってください。

（大規模小売店舗立地法の手引き：別添資料）

令和4年4月

山形県産業労働部商業振興・経営支援課

(1) 立地法上の大規模小売店舗について（定義、解釈）

①店舗面積の定義

立地法における店舗面積の定義は、下表のとおりです。

～ 小売業を営利目的を持って行うか否かと、来客数、物流量とは直接関係がないので、大店法では対象外だった生協や農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。

大店法上の店舗面積	立地法上の店舗面積
法第2条第1項 「小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工業を含む。）を営むための店舗の用に供される床面積」	法第2条第1項 「小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積」
大店法上の「小売業を営む」	立地法上の「小売業を行う」
営利目的を持って物品を継続反復して最終消費者に販売する行為がその主たる部分を占めるもの	物品を継続反復して最終消費者に販売する行為がその主たる部分を占めるもの

※ 店舗面積については、大店法では、店舗面積の合計（3条面積）と小売業者毎の店舗面積（5条面積）が届出事項でしたが、立地法では店舗面積の合計のみが届出事項となります。

②大規模小売店舗の定義

大規模小売店舗の定義は下記のとおりです。

大店法上の大規模小売店舗	立地法上の大規模小売店舗
法第3条第2項 「一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が <u>500 m<sup>2</sup></u> を超えるもの」	法第2条第2項 「一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が基準面積（ <u>1,000 m<sup>2</sup></u> ）を超えるもの」

※ 店舗面積が500 m<sup>2</sup>超 1,000 m<sup>2</sup>以下の店舗について

大店法上の大規模小売店舗のうち、店舗面積が500 m<sup>2</sup>超 1,000 m<sup>2</sup>以下の店舗については、立地法上の大規模小売店舗ではないので、立地法の届出を行う必要はありません。但し、増床により店舗面積が1,000 m<sup>2</sup>を超える場合は、立地法で新設の手続きが必要です。

※ 「一の建物」及び「店舗面積の範囲」（エレベーターは店舗面積に含まれないなど）の解釈は、大店法と変更ありません。

なお、「一の建物」の解釈の詳細及び「店舗面積の範囲」については、「大規模小

売店舗立地法の手引き」のIの2から4までをご覧ください。)

### ③届出義務者

届出義務者については、大店法では、3条届出が建物設置者、5条届出が小売業者でしたが、立地法では建物設置者が届出義務者となります。

### ④「臨時販売」と「小売業を行うための店舗」の解釈

コンベンションセンターなど店舗以外の用途に供されている建物で小売業を行う場合の取扱いは下記のとおりです。

大店法上の「臨時販売」	立地法上の「小売業を行うための店舗」
自己の常設店舗以外の場所において臨時的に店舗を開設して行う販売行為（以下、「臨時販売」という。）については、原則として販売日数が <u>連続して3日以内</u> であれば、「 <u>継続反復して</u> 」行うこととはならないが、同一の建物において <u>おおむね2ヶ月の間隔</u> をおかずに実質的に同一の小売業者が臨時販売を行う場合には、原則として「 <u>継続反復して</u> 」行うものとみなす。	通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が <u>年間60日以内</u> であれば、「小売業を行う店舗」にならない。

※ 小売業を行おうとする者が、「継続反復して」消費者に販売する意思があれば、「小売業を行う」に該当し、当該建物は「小売業を行う店舗」になります。

## (2) 既存店の立地法届出について

立地法施行後における既存店の最初の届出は、次の(A)、(B)のうちどちらかとなります。

(A) 立地法第5条第1項第4号(店舗面積)、第5号(施設の配置)及び第6号(施設の運営方法)に掲げる事項を変更する場合には、

→ 附則第5条第1項届出を行います。

(後述「(3) 附則第5条第1項届出について」参照)

※ 法第5条第1項第1号(店舗名称・所在地)、第2号(建物設置者名・小売業者名)及び第3号(開店日)の変更については届出不要ですが、附則第5条第1項届出した以降については、立地法第5条第1項第1号から第6号に掲げる事項(第3号を除く)を変更する場合は、法第6条第1項又は同条第2項届出が必要になります。(「大規模小売店舗立地法の手引き」P20(2)参照)

＜立地法第5条第1項第1号～第6号＞

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 三 大規模小売店舗を新設する日
- 四 大規模小売店舗の店舗面積の合計
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって省令で定めるもの

＜省令第3条第1項＞

- 1 駐車場の位置及び収容台数
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって省令で定めるもの

＜省令第3条第2項＞

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(B) 大規模小売店舗を廃止（店舗面積を1,000㎡以下に）する場合には、

→ 法第6条第5項届出を行います。

（後述「(4) 法第6条第5項届出について」参照）

(3) 附則第5条第1項届出について

①届出事由

法第5条第1項第4号（店舗面積）、第5号（施設の配置）及び第6号（施設の運営方法）に掲げる事項を変更する場合に届出を行います。

大店法では、店舗面積を増加するとき、休業日数を削減するとき、閉店時刻を繰り下げるときに届出が必要でしたが、立地法では、休業日数については届出不要ですが、店舗面積や閉店時刻のほか施設の配置や運営方法における変更でも届出が必要となります。

## ②届出時期

当該届出は、法第6条第2項届出とみなされるため、

(A) 法第5条第1項第4号（店舗面積）、第5号（施設の配置）を変更する場合には、

→ 変更する8ヶ月前に届出を行う必要があります。

(B) 法第5条第1項第6号（施設の運営方法）を変更する場合には、

→ あらかじめ届出を行う必要があります。

## ③届出事項（様式集P10 様式第8）

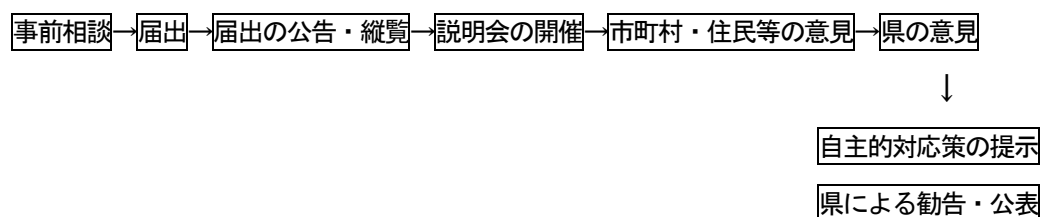
変更する事項の他、法第5条第1項第1号から第6号に掲げる事項（第3号を除く）全てについて届出を行います。

## ④添付書類

「様式集P18 添付書類の内容一覧」のうち、変更事項に係る書類を添付してください。

## ⑤手続きの流れ

法第6条第2項届出と同じ流れになります。（「大規模小売店舗立地法の手引き」P12の7.「大規模小売店舗立地法における基本的な手続きの流れ」参照）



## (4) 法第6条第5項届出について

### ①届出事由

店舗面積を1,000 m<sup>2</sup>以下とする場合、届出を行います。

### ②届出時期

法律上は明記されていませんが、県が公告を行うため速やかに届出してください。

③届出事項（様式集P6 様式第4）

廃止前後の店舗面積、1,000㎡以下とする日、理由等について届出を行います。

④添付書類

なし

(5) その他

既存店の取扱いは、附則第5条第1項届出をしているか、していないかで大きく異なりますので、注意して届出してください。

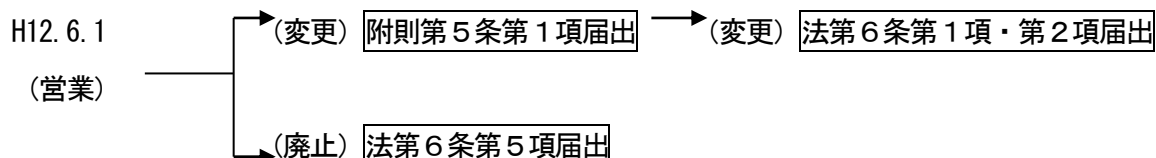
(A) 大店法上のいわゆる「小売業者の入れ替え」（施設の配置や運営方法に変更ない場合）の場合には、

- ・ 附則第5条第1項届出をしていない → 届出不要です。
- ・ 附則第5条第1項届出をしている → 法第6条第1項届出が必要です。

(B) 大店法上の「軽微増床」（施設の配置や運営方法に変更ない場合）の場合には、

- ・ 附則第5条第1項届出の前  
→ 「法第6条第2項但し書き」の適用を受けないため、増床の場合は当然ですが、減床の場合でも、附則第5条第1項届出が必要です。
- ・ 附則第5条第1項届出の後  
→ 「法第6条第2項但し書き」の適用を受け、届出不要です。

～立地法施行後における既存店の届出～



<立地法第6条第2項>

法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更があるときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りではない。

<省令第7条>

- 一 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
- 二 都道府県が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの
- 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に依り当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の二割に相当する面積のいずれか少ない面積を加えた面積を超えないもの
  - イ 法第5条第1項の規定による届出をしている場合であって、法第6条第2項の規定による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計
  - ロ 法第6条第2項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計
- 五 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
- 六 荷さばき施設の面積を増加させるもの
- 七 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- 八 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの

(6) 大店法届出と立地法既存店届出について

大店法届出		立地法届出				
届出事項	根拠条文	根拠条文	届出時期	説明会	市の意見	県の意見
増床 (3条面積の増加)	第5条第1項 第6条第2項	附則第5条 第1項	8ヶ月前	要	有	有
閉店時刻の繰下	第9条第3項	附則第5条 第1項	予め	要	有	有
休業日数の削減	第9条第3項	届出不要				
おそれなし届出1 「おそれなし建物に係る届出」	第5条第1項 第6条第2項 第9条第3項	附則第5条 第1項	(施設の配置) 8ヶ月前 (施設の運営方法) あらかじめ	要	有	有
おそれなし届出2 「1,000㎡未満の新設等の届出」	第5条第1項 第6条第2項 第9条第3項	届出不要				
おそれなし届出3 「小売業者の入替」	第5条第1項 第6条第2項 第9条第3項	(5) その他参照				
おそれなし届出4 「中小小売業者の増床届出」	第5条第1項 第6条第2項	附則第5条 第1項	8ヶ月前	要	有	有
廃止	第3条第4項	第6条第5 項	速やかに	不要	無	無

※ 大店法上の「おそれなし建物」：店舗面積が500㎡を超える大型小売業者が入居しない店舗